

## 教育委員会定例会議事日程

平成19年9月26日

### 日程第1 報告第10号

事務の臨時代理の報告（9月補正予算（追加））について（スポーツ課）

### 日程第2 議案第17号

小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱について（生涯学習政策課）

### 日程第3 議案第18号

教育委員会委員長の選挙について（教育政策課）

### 日程第4 議案第19号

教育委員会委員長職務代理者の指定について（教育政策課）

### 日程第5 議案第20号

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

（学校教育課）

報告第10号

事務の臨時代理の報告（9月補正予算（追加））について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年3月教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成19年9月26日提出

小田原市教育委員会  
教育長 青木 秀夫

平成19年9月補正予算（追加）要求概要

（歳 出）

（単位：千円）

| 科 目                  | 要求額    | 主 な 内 容   | 財 源 内 訳   |     |     |        |
|----------------------|--------|---|-----------|-----|-----|--------|
|                      |        |   | 国県支出<br>金 | 地方債 | その他 | 一般財源   |
| (項)保健体育費<br>(目)体育施設費 | 38,000 | <u>スポーツ広場経費</u><br><u>工事請負費</u><br>38,000<br>* 酒匂川スポーツ広場災<br>害復旧工事請負費 |           |     |     | 38,000 |
| 合 計                  | 38,000 |   |           |     |     | 38,000 |

議案第17号

小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱について

小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱について、議決を求める。

平成19年9月26日提出

小田原市教育委員会  
教育長 青木 秀夫

## 小田原市郷土文化館協議会委員名簿(案)

| 氏 名    | 職 業               | 区 分    | 備 考     |
|--------|-------------------|--------|---------|
| 三津木國輝  | 郷土史家              | 学識経験者  | 人文（地方史） |
| 渋谷 武美  | 西相美術協会会員          | 〃      | 美術（彫 塑） |
| 奥野花代子  | 県立生命の星・地球博物館専門学芸員 | 〃      | 博 物 館 学 |
| 廣谷 浩子  | 県立生命の星・地球博物館主任学芸員 | 〃      | 自然（哺乳類） |
| 田代 道彌  | 箱根カルチャー主宰         | 〃      | 歴 史、自 然 |
| 一寸木 肇  | 福沢小学校教頭           | 〃      | 自然（甲殻類） |
| 中村 ひろ子 | 神奈川大学大学院特任教授      | 〃      | 民 俗（新任） |
| 熊沢 芙美子 | 山王小学校長            | 小学校長代表 |         |
| 小林 晃一  | 城北中学校長            | 中学校長代表 |         |

任期：平成21年8月31日まで

○

議案第18号

教育委員会委員長の選挙について

教育委員会委員長の選挙について、議決を求める。

平成19年9月26日提出

小田原市教育委員会  
教育長 青木 秀夫

議案第19号

教育委員会委員長職務代理者の指定について

教育委員会委員長職務代理者の指定について、議決を求める。

平成19年9月26日提出

小田原市教育委員会  
教育長 青木 秀夫

議案第20号

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第15条の規定に基づき、議決を求める。

平成19年9月26日提出

小田原市教育委員会  
教育長 青木 秀夫



小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和58年小田原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前                         |
|---|-----------------------------|
| (教育課程の編成)<br><b>第9条</b> (略)<br><br>(延長保育)<br><b>第9条の2</b> 園長は、必要があると認めるときは、 <u>前条の規定により編成した教育課程に係る教育時間の終了後においても、これに引き続き2時間を超えない範囲内で保育を行うことができる。</u> | (教育課程の編成)<br><b>第9条</b> (略) |

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

## 小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

### [改正理由]

幼稚園において延長保育を行うことに関し必要な事項を定めるため改正する。

### [内 容]

園長は、幼稚園の教育課程に係る教育時間の終了後においても、これに引き続き2時間を超えない範囲で保育を行うことができることとする。(第9条の2関係)

### [適 用]

公布の日